

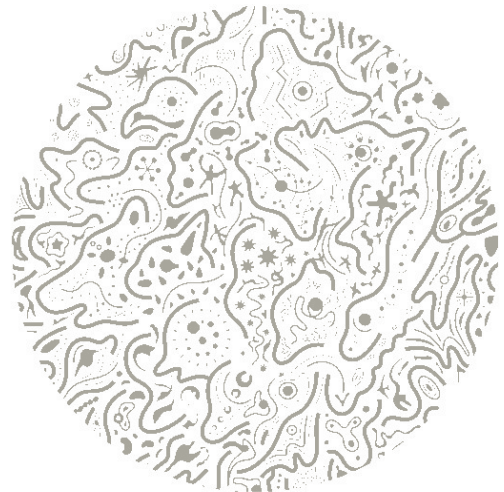
NPO法人 地球生物会議

**ALIVE**

All Life In Viable Environment

**平成26年度年次報告書**

平成26年4月—平成27年3月



当会の活動は会員・寄付者の皆様からのご支援により支えられております。皆様からの貴重なご支援を役立てさせていただいた活動について報告させていただきます。

今後とも引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

**【動物愛護法・条例・推進計画】**

多くの自治体は平成25年度中に動物愛護管理推進計画や動物愛護管理条例の改正作業を終え、平成26年度より運用が始まった。改正された制度が今後どのように運用されていくのかを注視していく必要があるが、これらの議論の中心はペットとなっており、それ以外の動物については置き去りとなっている。実験動物や畜産動物、展示動物などの全ての動物に目を向けた法制度を作るため、動物の尊厳が法律や制度に翻弄され、弄ばれることがないように、引き続き取り組みを続けていく。

## &lt;主な活動&gt;

- 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案(成猫の夜間展示(猫カフェ)の夜間展示規制を適用除外とする経過措置の延長について)への意見提出
- 地方自治体が実施するパブリックコメント(条例)への意見提出  
→ さいたま市条例(多頭飼育)、千葉県条例(新設の条例)、京都市条例(餌やり禁止条例)
- 昨年度に引き続き都道府県の推進計画への意見提出 → 千葉県・新潟県・京都府・埼玉県・滋賀県
- 千葉県へ条例制定を求める署名(33,402筆)の提出
- 白老町(北海道)へ特定犬指定制度を求める意見書を提出
- 次回法改正へ向けての検討開始 他

## 【家庭動物】

行政による犬や猫の収容数や殺処分が徐々に減少し、昨年度(平成25年度)についていえば、当会が毎年実施している「全国動物行政アンケート」の結果ではこれまでで一番の下げ幅となった。多くの犬や猫が殺処分されている現状に心を痛み、疑問を持つ方々のご尽力もあり、2年連続で犬の殺処分数ゼロを達成している自治体や、犬も猫も殺処分数がゼロという自治体もあった。

一方で、2014年11月に犬が大量遺棄される事件が発生し、法改正による行政の引取拒否の影響によるものとの報道が目立ったが、専門知識を持たずして動物の繁殖・販売業を営めることに原因がある。こうした犬の集団遺棄は法改正以前より全国各地で多発していたが、犬や猫を取り巻く問題の認識が市民レベルで広まるようになり、ようやく大きな問題として取り上げられることとなったが、ウサギなどの他の家庭動物には関心が向きにくく、問題認識や取り組みも遅れているのが現状である。

犬や猫だけではなく、全ての家庭動物が尊厳あるものと認められるような社会を目指すため、引き続き普及啓発や調査活動を行っていく。

### ＜主な活動＞

- 全国動物行政アンケート報告書作成
- 迷子札ホルダー普及活動
- 兵庫県西宮市で発生した猫の虐殺についての継続調査  
(→兵庫県議会へ陳情書の提出、兵庫県議会議員への働きかけ他)
- アニマルレフュージ関西(ARK)の新施設の見学
- インターペット2014「人とペットの豊かな暮らしフェア」の視察
- 日米獣医師の西山ゆう子先生を招いた勉強会の開催
- 川崎市「動物愛護センター整備における基本方針」への意見提出
- 千葉県主催「動物愛護と県条例について考える」セミナーへのパネリスト参加
- 市民自治の会(八王子市)主催の勉強会への講師参加
- セミナー・シンポジウム等への参加・傍聴 他

## 【実験動物】

平成26年度は動物実験代替法等を切り口にして、主に企業(医薬品、医薬部外品、試験受託機関、農薬企業)における動物実験の調査を行った。

医薬品、医薬部外品の承認申請資料調査では、医薬品、医薬部外品における動物実験の制度上の仕組みを整理するとともに、データをもとに動物実験の実態の一端を明らかにした。また、動物福祉上の問題点を整理して提言をまとめた。

試験受託機関及び農薬企業の調査では、薬物の安全性試験等において動物実験代替法が浸透しているとは言い難い現状を明らかにした。

その他、情報公開度調査や日用品の動物実験に関しては、大学や企業のリストを作成し、会員向けに手紙出しを呼びかけた。

企業における動物実験は市民の消費行動と直接的なつながりがあり、また近年、OECDやICHをはじめとする国際的な動物福祉や代替法の枠組みが急速に整備されてきている分野でもある。これまでの調査結果をもとにして、次年度以降は積極的に行政や企業への働きかけを行っていききたい。

#### <主な活動>

##### ■医薬品、医薬部外品の承認申請資料調査

- ・医療用医薬品、一般用医薬品、医薬部外品の承認申請資料(PMDA公開資料)から動物実験に関するデータを集計、分析して会報とHPで紹介。
- ・新医薬品 39 件、新医薬部外品 15 件の承認申請資料にみられた動物福祉上の問題点を集計、分析した結果をもとに、厚生労働省への要望書を作成。

##### ■試験受託機関における動物実験代替法採用状況に関する調査

- ・試験受託機関に動物実験代替法採用に関するアンケート調査を実施。結果を会報とHPに掲載予定。

##### ■農薬企業における動物実験代替法採用状況に関する調査

- ・農薬製造・販売企業に動物実験代替法採用に関するアンケート調査を実施。

##### ■文部科学省が所管する機関の情報公開度調査

- ・動物実験を行っている機関のうち情報公開を行っていない、もしくは行っていない疑いのある機関をピックアップし、会員向けに手紙出しを呼びかけ。
- ・資料集のプレスリリースを行い、時事通信と共同通信で配信された。

##### ■日用品企業の動物実験調査

- ・飲料、家庭用医療機器、衛生用品、文具、玩具、洗剤の製造販売企業のうち、主要企業をピックアップし、会員向けに手紙出しを呼びかけ
- ・ペットフード、家庭用防除剤等の製造販売企業へ動物実験の現状調査アンケートを実施して結果をHPに掲載。

##### ■その他

医学系以外の大学へ実験計画書の開示請求(異議申立含む)、厚生労働省へ医薬部外品の承認申請資料の開示請求、国動協・公私動協相互検証プログラム検証委員会へ意見書提出、NHK「サイエンス・ゼロ」へ意見書提出、内部告発対応、全国動物行政アンケートの質問・考察(実験動物部分)作成、会報過去記事を修正してHPへ掲載、各種学会・セミナー・シンポジウム等参加・傍聴 他

## 【野生動物】

2014年、鳥獣保護法は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に名前を変え、従来の「保護」施策から積極的な捕獲を促進することを含めた「管理」へと舵を取った。シカ・イノシシについては大幅な生息数・生息域の減少が目標とされ、若い捕獲従事者を確保するために、わな猟・網猟については免許

取得年齢が18歳に引き下げられた。さらに、捕獲したシカやイノシシを「有効利用」するために、肉の流通や消費の促進も謳われている。また、人為的な原因(交通事故等)で怪我をした野生動物の救護についても、縮小を検討・実行していくという不穏な動きもみられる。

野生動物の現場では、動物福祉の概念が浸透していないため、捕獲後の殺処分方法についても問題が山積みである。野生動物との共生という大きな課題に向けて、いのちの尊厳を考えながら、今後も一歩ずつ活動を進めていきたい。

一方で、ノイヌ・ノネコ問題については、全都道府県の鳥獣保護管理部署・動物愛護管理部署に要望書を出し、連携体制の見直し等を訴え、複数の自治体から回答をいただき、改善に努めてくださるとのこと。この問題については、環境省に向けての働きかけも検討している。

#### <主な活動>

- 鳥獣保護法施行規則・省令案(環境省)への意見提出
- 外来種被害防止行動計画(環境省)への意見提出
- オオタカの指定解除(種の保存法)に関するシンポジウム参加等
- 野生動物対策技術研究会への参加
- 東北野生動物研究交流会にてポスター発表(鳥獣保護員・傷病鳥に関する全国アンケート調査に関する)
- ノイヌ・ノネコに関する要望書を全自治体へ提出
- 研究者・専門家・企業・他団体等との意見交換・交流
- ニホンザル保護管理検討会(環境省)傍聴 他

## 【畜産動物】

アニマルウェルフェア畜産の先進国であるEUなどの諸外国では家畜福祉政策が積極的に導入されている中、日本ではまだごく一部の流通業者・消費者だけが関心を持っているに過ぎず、国際的な動向から大きな遅れをとっているのが現状である。このような現状を改善すべく、当会では、当会スタッフも世話人を務める「農業と動物福祉の研究会」と、その他、生活クラブ事業連合、パルシステム生活協同組合連合会、東都生活協同組合、株式会社大地を守る会、らでいっしゅぼーや株式会社、イオンリテール株式会社、レストランエルパソ、有難豚(ありがとん)チェーンの10団体・企業と協同し、家畜福祉食品のフードチェーンの構築と需要開発をテーマにしたシンポジウムを実施した。その他としては、イベントにて家畜福祉に関する普及啓発のパネル展示ブースを出店した。

家畜福祉を進めるには、工場的畜産から家畜福祉畜産への転換が必要である。今後も引き続き、家畜福祉畜産の浸透に向けた方策を模索していく。

#### <主な活動>

- シンポジウム「家畜福祉食品の消費流通システムの開発 ― OIEとEUが開発している家畜福祉(アニマルウェルフェア)食品の需要システムをいかに実現するか? ―」の開催(主催団体である「農業と動物福祉の研究会」他との協働)
- イベント(ベジフードフェスタ2014)にて家畜福祉ブース出展 他

## 【展示動物】

日本の動物園は動物の福祉に配慮している施設がまだまだ少ないというのが現状です。動物園が変わっていくためには、現場の意識の向上が必要ですが、日本にける展示動物の置かれた状況に問題意識を感じない来園者にも大いに責任があります。当会としても、引き続き、動物の福祉、動物の生理・生態に配慮した展示を動物園に求めていきたいと考えておりますが、一般市民の方々にも、動物園で飼育されている動物たちが置かれている現状を真摯に受け止め、

楽しむためだけでなく、動物園を変えるという意識も持ち、「監視の目」をもって来園してもらうことが大切であると考えています。

### <主な活動>

- 阿仁熊牧場のツキノワグマの飼育環境に関する要望書の提出
- 朝日新聞「GLOBE」での動物園特集の取材対応
- 見世物小屋における動物の不適切な取り扱いについての調査
- パチンコ店におけるフクロウ展示の中止を求める要望書の提出
- 旧定山溪クマ牧場についての札幌市との情報共有（継続）
- 全国の動物園においてズーチェックの実施
- シンポジウム等への参加・傍聴 他

## 【動物取扱業】

悪質繁殖業者、劣悪ペットショップ、動物に配慮のない展示業者の存在は、そこで飼養される動物たちを苦しめるとともに、指導にあたる行政職員、はたらきかける人々にとっても本当に悩ましい問題であり、業を営まれる方の問題意識や改善意欲が希薄であることも少なくないために長期化するケースが散見される。

動物愛護管理法をはじめ、各種保管基準、細目などの関係法令が遵守されているか、できていないとすればどのような問題があるのか、どうすれば実効性が確保されるのか、それぞれの事例を深く掘り下げる必要があるとともに、犬猫以外の動物については個体ごとの健康状況把握などの管理体制、帳簿記載など最低限の義務付けもされていないことから、状況改善にとどまらず規制対象動物拡大につなげることを視野に入れた取り組みが求められている。

悪質な繁殖・販売業者の問題はすでに社会的に顕在化しているのに対し、移動動物園などの展示業者による「ふれあい」の現場の多くが動物の生理生態を無視した展示、杜撰な飼養保管など深刻な問題を抱えていること、当日限定のイベントには立入検査がおこなわれていないこと、管轄区域外で興行をおこなう場合の登録申請手続き上の問題点などは殆ど知られていないため、きめ細かな調査を行って可視化していく必要がある。

### <主な活動>

- 動物愛護週間行事(動物ふれあいイベント)の現地調査
- 移動動物園業者の展示実施状況の調査

- 第一種動物取扱業者の改善にかかわる行政交渉
- 第一種動物取扱業者に対する動物愛護管理行政の改善指導方針、法の運用など「行政実務の実際」の把握 他

## 【普及啓発・協力、その他】

- 普及啓発を目的としたSNS(Twitter)新アカウントの作成
- 全国でパネル展・チラシ配りを実施
- 全国から寄せられる動物に係る事件／問題の解決への協力
- 会員交流会の開催
- 大学講義への講師参加
- 各マスメディアからの取材対応
- 学生の職場訪問や取材への対応
- 海外からの問い合わせ対応 他

## 【運営体制】

本年度は会員制度を改訂。また、昨年度に引き続き、会員の皆様にボランティア登録をお願いする等、スタッフと会員の皆様とが共に動物福祉向上に向けた活動に取り組んでいけるような組織運営に努め、会の活動の活性化を図ってきた。

- 会員制度改定
- ボランティアの活用を強化
- 会員との共同活動ができる体制作りの検討 他

※今後の活動に支障が出る恐れから公表できない活動があることをご理解いただければ幸いです。